

令和6年度アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業業務委託プロポーザル 実施要領

1 趣旨

この要領は、令和6年度アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業業務委託のプロポーザル方式による委託先の選考等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

- (1) 業務名称 令和6年度アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業業務委託
- (2) 業務内容 別添「令和6年度アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業業務委託仕様書」のとおり
- (3) 契約者 綾瀬市
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年5月31日
- (5) 契約限度額 10,560,000円（消費税及び地方消費税込み）
- (6) 支払方法 原則、契約後前金払い

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 綾瀬市入札参加資格停止要綱（平成17年4月制定）に基づく、指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第22号）等に基づく法的手続きを行っていないこと。
- (4) 国税及び地方税等を滞納していないこと。
- (5) 綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条に掲げる暴力団及び暴力団経営支配法人等に該当しないこと。

- (6) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反していないこと。
- (7) 綾瀬市長が、応募者が(6)に該当するか否かについて、神奈川県警本部長に調査を依頼することに承認する旨の書面の提出ができること。
- (7) 優先交渉権者の選考手続きにおいて、その公正な手続きを妨げないこと。
- (8) 申請書類の内容に虚偽の記載がないこと。

4 実施スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（概要）は次のとおり。

内容	期間等
実施要領等の公表（市ホームページ等に掲載）	令和6年4月1日（月）
質問の受付（電子メール）	令和6年4月5日（金）17時まで
質問への回答（ホームページ上で公開）	令和6年4月8日（水）17時 （質問に対する回答を順次掲載）
参加申込書の提出 （持参もしくは郵送）	令和6年4月1日（月）から 令和6年4月10日（水）17時まで
提案書等の提出（持参または郵送）	令和6年4月11日（木）から 令和6年4月19日（金）17時まで
一次審査（書類審査）	令和6年4月22日（月） 一次審査結果は、4月24日（水）17時までにすべての参加事業者に電子メールで通知。
二次審査 （プロポーザル審査）	令和6年4月26日（金）
選定結果の通知・公表	令和6年5月2日（水）以降
契約締結	令和6年5月2日（水）以降

5 参加手続等

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒252-1192 綾瀬市早川550番地

綾瀬市福祉部福祉総務課 福祉・生活支援担当

電話 0467-70-5624 FAX 0467-70-5702

メールアドレス wm.705624@city.ayase.kanagawa.jp

(2) 募集要領等の配布

ア 配布期間 令和6年4月1日(月)から令和6年4月9日(火)
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。9時から17時)

イ 配布場所及び受付場所

上記(1)の担当部所で配布するほか、綾瀬市ホームページからダウンロード可。

(3) 参加申込関係書類の提出期間、提出場所、提出方法及び提出書類

ア 提出期間 令和6年4月1日(月)から令和6年4月10日(水)
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。9時から17時)

提出期間後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：(1)に同じ。

ウ 提出方法：持参又は郵送(書留郵便に限る。)

エ 提出書類

(ア) 参加申込書(様式1)

(イ) 履歴事項全部証明書(登記簿謄本)(3ヵ月以内に発行されたもの)

(ウ) 暴力団又は暴力団員等と関係していない旨の誓約及び情報照会に関する
同意書(様式3)

(エ) 納税証明書(直近の事業年度分)

(オ) 法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書
(国税通則法施行規則別紙9号書式その3の3)

(カ) 神奈川県の手続きに係る納税証明書(神奈川県からの課税がある場合のみ)

(キ) 綾瀬市の市税に係る納税証明書(綾瀬市からの課税がある場合のみ)

事務所が複数ある場合には、本社所在地の公官庁で発行する納税証明書

6 事前説明会の有無 実施なし

7 質問の受付・回答

(1) 受付期間：公募開始日から令和6年4月5日(金) 17時必着

(2) 質疑方法：FAX(着信確認の電話を行うこと。)又は電子メールにより、5

(1)に提出すること。

- (3) 質疑様式等：質問票（様式2）を使用し、次の点に留意して記載すること。
- ア 件名は「アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業業務委託に関する質問（事業者名）」とすること。
 - イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを記載すること。
 - ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。
- (4) 回答日時：令和6年4月8日(水) 17時
- (5) 回答方法：質問への回答は綾瀬市ホームページに掲示し、個別には回答しない。

8 提案書等の提出

(1) 受付期間

令和6年4月11日（木）から令和6年4月19日（金）17時（必着）

(2) 提出方法

提案書等に必要事項を記入し、事務局宛に持参もしくは郵送により提出。

(3) 提出書類

ア プロポーザル届出書（様式4）

イ 業務経歴書（様式5）

ウ 業務経歴書（様式5）で記入した事業実績等が確認できる書類（公官庁等と締結した契約書の鑑の写し、または業務内容が特定できる書類等）

エ 業務実施体制・配置予定者調書（様式6、様式7、様式8）

オ 提案書（様式9）

カ 工程表（任意様式）

キ 見積書（任意様式）ただし、内訳を含めること

ク その他、補足説明資料がある場合は、任意様式で提出

グループを形成して参加する場合、イからエまでの書類は事業者ごとに作成の上、提出を行うものとする。

(4) 提出部数等

- ・ 原本（社名等記載有）1部
- ・ 副本（社名等記載無）6部

・ 提案書の P D F データ

原本、副本はそれぞれ製本（ファイル等で綴じる）したものを提出。

参加申込書を提出した場合であっても、提案書等を提出しない限り、プロポーザルへの参加は不可とする。

(5) 提案書等の作成に当たって

提案書の様式、記載事項などについては、令和 6 年度アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業業務委託提案書作成要領（別紙）に従い作成すること。

(6) 参加を辞退する場合

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、提案辞退書（様式 1 0）を事務局に提出すること。

(7) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、綾瀬市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

9 受託候補者の選定手順

綾瀬市職員及び令和 6 年度アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業業務委託事業者選定委員会」（以下、「委員会」という。）で、参加事業者からの提案内容等を審査し、受託候補者を選定する。

(1) 審査方法・選定等

ア 参加事業者から提出された提案書等に対し、評価基準に基づき、事務局で一次審査を実施する。

イ 参加事業者が4者以上の場合は、一次審査結果の上位3者を二次審査の対象とする。

ウ 一次審査結果は、令和6年4月24日(火)17時までにはすべての参加事業者電子メールで通知する(ホームページ上での公開はしない)。

エ 一次審査通過事業者に対し、委員会による二次審査を行う。

オ 二次審査は委員会の各委員が提案書等とプレゼンテーションの内容について、評価基準に基づき採点を行い、一次審査の点数と合計する。

カ オで最高点を獲得した事業者を受託候補者として選定する。審査の結果、点数が同点であった場合は、委員会の委員長が決定する。

(2) 評価基準

ア 一次審査

評価項目	評価基準	配点
業務内容	・仕様書の中で要求している業務内容を満たしているか。	10
業務実績	・過去5年以内に同様の事業またはそれに類する対象者への支援を実施した実績があるか。	10
実施体制	・本業務を確実に遂行するための十分な人員体制、市との連携体制が確保されているか。 ・配置予定の管理責任者、担当者に上記業務実績又は類似の業務について経験があるか。	10
	合 計	30

イ 二次審査

業務理解	・業務内容、目的を十分に理解しているか。	10
実施体制	・事業実施における管理体制について、明確かつ具体的に構成されており、実現性に無理はないか。 ・適切な支援を実施するための人員配置を行っているか。	10
提案内容	・様々な事情で支援が必要となり、市にアクセスが困難な方々に対し、具体的にかつ適切な支援方法が示されており、実現可能な内容となっているか。	30

	<ul style="list-style-type: none"> ・市及び関係機関と相互連携し、目標達成のために協力して事業を実施することができる内容となっているか。 ・質疑に対する補足説明が明確で、専門性の高い、論理的な説明ができていますか。 	
	合 計	5 0

(3) 実施方法等

ア 日程

令和6年4月26日(金)

イ 実施方法

提案書に基づくプレゼンテーションにおいては、20分以内のプレゼンテーションの後、質疑応答を10分程度行うこととし、本業務の管理責任者及び担当者となる者が必ず出席の上、プレゼンテーションを行うこと。

ウ 貸出機材等

- ・長テーブル、椅子
- ・プロジェクター
- ・スクリーン
- ・電源タップ

(4) その他

ア プレゼンテーションに参加できない場合は、審査の対象から除外する。

イ 資料等から社名が特定できないように注意すること。

ウ プレゼンテーションでの説明内容及び質疑に対する回答の内容は、特に説明のない限り、提案額の範囲内で実現可能であるものと判断する。

(5) 結果通知

令和6年5月2日(木)以降に、すべての審査参加者にプロポーザル審査結果通知書により通知するほか、本市のホームページ上で公開する。なお、審査内容については、いかなる問い合わせにも応じない。

(6) 契約手続き

審査の結果により、最高得点者が受託候補者となり、業務の内容及び仕様について本市と協議を行い、契約を締結する。

なお、受託候補者との協議が不調になった場合、次順位である者を受託候補者と

して契約交渉を行うことができるものとする。

(7) 参加者が一提案者のみの場合

審査において、委員会がプロポーザル実施要領、仕様書等を満たすと判断した場合は、その一提案者を受託候補者として決定する。

10 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- (1) 提出期限を過ぎて提案書類が提出された場合
- (2) 価格提案書の金額が2(5)の上限額を超える場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合または本事業の募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (4) 会社更生法等の適用の申請など、契約の履行が困難と認められるに至った場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、委員会が失格であると認めた場合

11 その他留意事項

- (1) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。
- (2) 本件に参加する費用等は、全て参加者の負担とする。
- (3) 書類提出後の修正又は変更は認めない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- (4) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、本市が本件の報告、公表等のために必要となる場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) 本件に係る情報公開請求があった場合は、綾瀬市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (7) プロポーザルは、提案の選定を目的に実施するものであり、契約する業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。(綾瀬市の指示のもと変更又は修正を加える場合がある)。

- (8) 提案書の記述に、特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任については、参加者が負うものとする。
- (9) グループを形成して参加し契約を締結した場合、グループ構成員の全部又は一部の事業者が本業務に携わらないことは認めない。
- (10) この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。